



島根県報

平成23年4月22日（金）

第2,284号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良法の規定による工事完了の届出	（農 村 整 備 課）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（森 林 整 備 課）	2
漁業災害補償法の規定による同意	（水 産 課）	2
漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正	（ 〃 ）	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	4

【公 告】

島根県データセンターサービスの調達に係る提案競技の実施	（情 報 政 策 課）	4
水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（島根県栽培漁業基本計画）の策定	（水 産 課）	7
公共測量の終了	（用 地 対 策 課）	11
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	12
都市計画変更の図書の縦覧	（下 水 道 推 進 課）	12

【教委告示】

博物館の登録の取消し	（文 化 財 課）	12
------------	-----------	----

【監査告示】

外部監査人補助者の選任		13
-------------	--	----

【公安告示】

空港保安警備業務1級及び2級検定の実施	（警 察 本 部）	13
---------------------	-----------	----

告 示**島根県告示第309号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 4 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	完了年月日
松江市土地改良区	馬場地区用排水施設事業（農業用河川工作物応急対策事業）	平成23年 3 月18日

島根県告示第310号

平成23年島根県告示第265号で保安林の指定施業要件変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成23年 4 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住所
雲南市掛合町入間1043-1、1043-2	景山 重雄	雲南市掛合町入間280
雲南市掛合町入間1043-1、1043-2、1078-1	松村 寅雄	雲南市掛合町入間279-3
雲南市掛合町松笠2014	小畑 兼蔵	雲南市掛合町松笠1340
雲南市掛合町入間1050-5	松村 千恵子	雲南市掛合町入間279-3
雲南市掛合町松笠2251-1	渡部 信二	安来市安来町1132
雲南市掛合町掛合3876-3	白菊 興三郎	雲南市掛合町
雲南市掛合町松笠2013-2	白築 勇治	広島県呉市焼山此原町7-1-402
雲南市掛合町入間1044-2	坪倉 伊太郎	雲南市掛合町入間278内3
雲南市掛合町入間1069-1	景山 耕次	兵庫県西宮市芦原町9-25

島根県告示第311号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年 4 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 加入区の名称

和江加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち久手出張所及び五十猛出張所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表8の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

2(1) 加入区の名称

浜田市加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち江津出張所及び三隅出張所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分欄6に掲げる漁業の区分

3(1) 加入区の名称

浜田支所加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち江津出張所及び三隅出張所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分欄7に掲げる漁業の区分

4(1) 加入区の名称

浜田市加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち江津出張所及び三隅出張所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分欄8に掲げる漁業の区分

5(1) 加入区の名称

浜田市加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち江津出張所及び三隅出張所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表13の項漁業の区分欄9に掲げる漁業の区分

6(1) 加入区の名称

海士町加入区

(2) 加入区の区域

海士町漁業協同組合の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表21の項漁業の区分欄8に掲げる漁業の区分

島根県告示第312号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の一部を次のように改正し、平成23年4月22日から施行する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成23年4月22日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成23年4月21日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成23年4月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表7の項漁業の区分の欄の1中「及び中・小型底びき網漁業とばいかご漁業を併せ営む漁業」を「、中・小型底びき網漁業とばいかご漁業を併せ営む漁業及び小型定置漁業」に改め、同欄の2を次のように改める。

2 削除

島根県告示第313号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年4月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

八日市秋葉山2

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次に結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
雲南市木次町木次727番1	1号
〃 1049番14	2号
〃 722番1	3号
〃 720番地先道路敷	4号
〃 736番2	5号
〃 736番5	6号
〃 735番2	7号
〃 738番6	8号

公 告

島根県データセンターサービスの調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成23年4月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項

(1) 名称及び数量

島根県データセンターサービス 一式

(2) 仕様

別に定めるデータセンター調達仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

平成23年10月1日から平成28年9月30日まで

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、次の(1)から(4)までの全てに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。
- (3) 島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第60条の3各号に掲げる要件を備えた者であること。
- (4) 公告の日から参加申込書の提出期限までの間に島根県の実施する入札について指名停止を受けていない者であること。

3 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 提案競技参加資格確認申込書
- (2) 法人にあつては、会社概要書
- (3) 個人にあつては、経歴書
- (4) 法人登記簿謄本（法人の場合）
- (5) 本件提案競技に係る参加資格を満たす旨の誓約書
- (6) 島根県税について未納の課徴金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- (7) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書
- (8) 提案書

4 提案競技説明書等の配布期間及び場所

(1) 期間

平成23年4月22日（金）から平成23年5月6日（金）までの、閉庁日を除く毎日午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 場所

松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎 島根県地域振興部情報政策課

5 提案書類の提出方法、提出部数、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

持参又は郵送による。

(2) 提出部数

3の(1)から(7)までの書類については1部、3の(8)の書類については6部

(3) 提出期限

ア 3の(1)から(7)までの書類については、平成23年5月11日（水）午後5時まで（郵送の場合は、書留とすること。）

イ 3の(8)の書類については、平成23年5月25日（水）午後5時まで（郵送の場合は、書留とすること。）

(4) 提出先

〒690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課情報システム管理グループ

電話 0852-22-6315 ファックス 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファックス又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。
- (2) 質問提出期限は、平成23年5月11日（水）午後5時までとする。

- (3) 質問に対する回答は、平成23年 5 月16日（月）までに、提案競技説明書の受領者全員に対しファックス又は電子メールにより通知する。
- 7 提案競技参加資格確認審査結果の通知
提案競技参加資格確認の申込者に対し、平成23年 5 月16日付けで、郵送にて通知する。
- 8 選定方法
- (1) データセンターサービス提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、事業予定者を選定する。
- (2) 評価については、以下の点を考慮する。
- ア 施設の要件適合性
仕様書に記載している建物、設備、セキュリティ対策等の各種要件の充足状況
- イ 経済性
仕様書に記載している必須要件を満たした上での経済性
- (3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計得点を算出する。
- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じヒアリングを行う。
- (5) ヒアリングの日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技の参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては受け付けない。
- 9 契約
- (1) 契約相手方
審査委員会を選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- (2) 契約金額
契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。
- (3) 前金払
前金払は、行わない。
- (4) 契約保証金
島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (5) その他の契約条項
契約予定者と協議の上定める。
- 10 その他留意事項
- (1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- 11 提案競技に関する問合せ先
5の(4)に同じ。
- 12 Summary
- (1) Nature and quantity of services to be required :
Data Center service 1 set
- (2) Deadline for submission of proposal documents :

5 : 00 p.m 25 May 2011

(3) For further details contact :

Information Policy Division

1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL : 0852-22-6315

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第1項の規定により、平成26年度を目標年度とする水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を次のとおり定めたので、同条第6項の規定により公告する。

平成23年4月22日

島根県知事 溝口善兵衛

島根県の沖合は全国的にも有数な好漁場となっており、多様な漁業が盛んに営まれ、県民に豊かな水産物を供給しています。

しかし一方で、本県の沿岸・沖合域における水産資源は総じて低い水準で推移していることから、漁業生産の向上や水産資源の回復を図るためには、種苗生産、放流、育成管理等により水産資源を積極的に増大させる栽培漁業の推進が重要となっています。

このため島根県では、（社）島根県水産振興協会（以下「水産振興協会」という。）を中心として、漁業者、漁業団体、市町村と一体となって、マダイ、ヒラメ、アワビを中心とした栽培漁業を積極的に推進することで、漁獲量の安定に貢献してきました。

今後とも栽培漁業の持続的な推進を図るためには、県栽培漁業センターの種苗生産能力の維持、効率的な種苗生産・放流体制の確立、県、市町村及び受益者の適切な費用負担による放流経費の確保等の課題について、栽培漁業に携わる関係機関が連携協力してこれらの課題に取り組むことが必要となっています。

本計画は、沿岸漁業の安定的な発展等を目的として制定された「沿岸漁場整備開発法」に基づき、国の栽培漁業基本方針^{*註1}を踏まえ、栽培漁業の効果的かつ効率的な推進を図るため本県が取り組む基本的な内容について、平成26年度までを計画期間として策定したものです。

なお、本計画で対象とする栽培漁業は、水産動物の減耗が最も多い卵から稚魚の時期を人間が飼育管理し、放流に適したサイズで海域に放流した上で、適切な管理を行い水産資源の増大を図るもので、養殖業や漁場造成等は除きます。

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針

(1) 栽培漁業による資源造成への取組強化

栽培漁業が本県の漁業生産の向上に併せて、沿岸資源の維持及び回復に確実に寄与していくために、放流種苗を成長後に全て漁獲することを前提に放流を継続する従来の一代回収型栽培漁業に加えて、親魚を獲り残して再生産を確保する資源造成型の栽培漁業を推進します。このため、適地における短期集中的な放流や稚魚段階での混獲抑制等により、放流した種苗がより多く生き残るよう努めます。

また、これらの取組を資源管理計画^{*註2}等に基づく漁獲管理や水産基盤整備事業による保護育成場の造成と併せて、放流種苗の育成を助長する藻場、干潟等を保全するため漁業者や地域住民等が取り組む環境・生態系保全活動等と連携を図ることによって、効率的な資源の維持及び回復を促進します。

(2) 対象種の重点化と効率的な栽培漁業の推進

栽培漁業の対象種の選定に際しては、生態系への配慮、資源や漁獲の実態、技術開発の進捗状況、種苗生産・中間育成施設の能力等を踏まえた放流魚種の重点化を図るとともに、漁獲量に有意な変化を与え得る規模での放流に努め、多魚種・少量・分散放流とならないよう重点化に努めます。また、中間育成をより効率的に実施するため、中間

育成施設の集約、拠点化等を推進します。

なお、種苗の育成と放流に当たっては、沿岸における漁業の操業、公共事業の計画及び実施、船舶の航行等について十分配慮し尊重するものとします。

(3) 広域種の推進体制

ヒラメ、マダイ等、隣接県の地先をまたがる漁場で漁獲されている魚種については、関係する府県間の連携や共同組織の構築に努めるとともに、必要に応じて国等も含めた推進体制づくりを進めます。

また、放流種苗を安定的に確保するとともに、種苗生産費の低減等を図るため、関係府県の種苗生産施設間での連携、分業等により、共同種苗生産体制の構築も検討します。

(4) 放流の効果と漁獲量の把握

放流事業を行う場合には、市場等における放流魚の混入率調査に加えて、漁業者が放流効果を実感できる漁獲量の変動を確実に把握することで、これらの結果を放流計画に反映させるように努めます。

また、関係する漁業協同組合、漁業者等に対して、放流効果の把握に必要な調査や漁獲量の把握の必要性について、理解が得られるよう努めます。

(5) 生物多様性^{※3}等の保全への配慮

種苗生産や放流に当たっては、生物多様性の保全に配慮するとともに、遺伝的多様性^{※4}に対する影響を低減するため、独立行政法人水産総合研究センター（以下「水研センター」という。）の研究成果等に基づき、国が策定する技術的指針に沿った取組を推進します。

(6) 栽培漁業に関する県民の理解の醸成と普及

栽培漁業は、水産物の安定供給という本来の機能に加えて、

ア 種苗の放流、育成等を通じた自然環境の保全

イ 水産資源の増加による遊漁や観光の振興等への貢献

ウ 児童、小学生等に自然環境や水産資源の学習の場を提供することによる教育等への貢献

などの多面的な機能を有しており、このような栽培漁業の持つ多面的な機能や効果について、広く県民に普及し理解を求めよう努めます。

第2 種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類

県の海域において、種苗の生産及び放流又はその育成を推進することが適当な水産動物の種類は以下のとおりとします。

なお、国等で新たに技術が開発された種類については、本県の海域特性や栽培漁業対象種としての適性を踏まえた上で、導入の検討を行うことにします。

魚 類…マダイ、ヒラメ、アカアマダイ

貝 類…アワビ

第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量等の目標

平成26年度における水産動物の種類ごとの種苗の放流数量及び放流時の大きさの目標は次のとおりとします。

区 分	魚種名	放流数量	放流時の大きさ
魚 類	マダイ	1,000千尾	全長 70mm
	ヒラメ	700千尾	全長 80mm
	アカアマダイ	10千尾	全長 70mm
貝 類	アワビ	500千個	殻長 30mm

第4 放流効果実証事業^{※5}に関する事項

(1) 放流効果実証事業の対象とすべき水産動物は次のとおりとします。

魚 類…マダイ、ヒラメ

(2) 放流効果実証事業に関する魚種ごとの指標は次のとおりとします。

種 類…マダイ

区 分	指 標
放 流 尾 数	1,000千尾
放 流 時 期	8月～9月
放流時の大きさ	全長70mm
育成の助長に関する協力の要請内容	おおむね全長15cm以下の個体の再放流 網目の拡大等による稚魚の混獲数の削減
経済効果の把握	市場における放流魚の水揚げ状況等の調査を行なう
経済効果の普及方法	市場調査等から得られた結果を取りまとめ、資料を関係漁業者に配布するとともに、説明会等を開催し普及に努める

種類…ヒラメ

区 分	指 標
放 流 尾 数	700千尾
放 流 時 期	5月～6月
放流時の大きさ	全長80mm
育成の助長に関する協力の要請内容	おおむね全長30cm以下の個体の再放流 網目の拡大等による稚魚の混獲数の削減
経済効果の把握	市場における放流魚の水揚げ状況等の調査を行なう
経済効果の普及方法	市場調査等から得られた結果を取りまとめ、資料を関係漁業者に配布するとともに、説明会等を開催し普及に努める

第5 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

(1) 基礎的な技術開発の推進

栽培漁業に関する技術は、対象種の稚仔魚の生理及び生態、生息環境、資源生態等を包括するものであり、沿岸漁場の保全や資源管理にも通じることを踏まえて、基礎的な技術開発に取り組みます。

(2) 良質種苗の生産と低コスト化技術の開発の推進

種苗の生産に当たっては、自然環境への適応能力の高い良質な種苗の大量生産を推進するとともに、疾病等の発生及びまん延を防止するため、日常の飼育管理の徹底に努めることとし、そのために必要となる技術の開発に努めます。

また、種苗の大量生産が可能となった魚種については、種苗の質的向上を一層図るとともに、生産技術の安定化及び平易化並びに種苗生産の効率化を通じた経費の低減に必要な技術の開発に努めます。

(3) 生産・放流から育成までの一体的な技術開発の推進

種苗放流については、対象種及び対象海域ごとに最適な放流サイズ、場所等の把握を進めるとともに、水産振興協会を中心として種苗生産・放流から放流魚の育成までを一体的に推進することによって、事業効率を向上させるための技術の開発に努めます。

(4) 計画期間における技術の開発水準の目標及び解決すべき技術開発上の問題点並びに技術開発水準の到達すべき段階は次のとおりとします。

ア 種苗生産の技術水準の目標

魚種名	1立方メートル 当たりの生産数量	種苗の平均の大きさ	種苗の生産回数
マダイ	3,000尾	全長 25mm	1回/年
ヒラメ	4,000尾	全長 30mm	1回/年
アカアマダイ	800尾	全長 25mm	1回/年

イ 解決すべき技術開発上の問題点

魚種名	技術開発上の問題点
マダイ	放流技術
ヒラメ	放流技術
アカアマダイ	親魚確保、採卵技術、形態異常魚の出現防止、疾病発生の防止、放流技術
アワビ	放流技術

ウ 技術開発水準の到達すべき段階

魚種名	基準年における平均的 技術開発段階	平成26年度における 技術開発段階
マダイ	E	E
ヒラメ	E	E
アカアマダイ	A	B
アワビ	E	E

(注) 上記の技術開発の段階を示す符号は以下の分類による。

A：新技術開発期

種苗生産の基礎技術開発を行う。

B：量産技術開発期

種苗生産の可能な種類について量産技術の開発を行う。

C：放流技術開発期

種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う。

D：事業化検討期

対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。

E：事業化実証期

種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。

F：事業実施期

持続的な栽培漁業が成立する。

第6 水産動物の放流後の育成、分布及び採捕に係る調査に関する事項

(1) 放流効果の評価

放流魚の直接的な漁獲による効果だけでなく、放流魚の再生産による漁獲量増大への寄与率の推定を加味した効果の評価や、周辺産業に対する経済的波及効果等も踏まえた放流効果の評価にも努めます。

(2) 種苗の効率的資源添加を図り、放流効果を最大限に発現させるため、次の事項に留意し調査を実施します。

ア 種苗放流に際しては、放流効果の適切な把握ができるよう、可能な限り標識を付して放流することとします。しかし、魚種によって外見上明らかに放流魚と判断できる特徴を有するものにあつては、その判断基準を明らかにした上で標識に代えることとします。

また、魚に負担が少ない内部標識等の導入についても検討を行います。

イ 放流効果実証事業の対象魚種については、水産振興協会が中心となって、試験研究機関の指導又は助言を得て、必要な調査の実施に努めるものとします。また、水産振興協会が実施する市場調査等に、漁業関係者は積極的に協力するものとします。

ウ 県は、放流効果実証事業から得られた結果を基に、より効果的な放流水域、時期、放流する水産動物の数量等を

次の放流計画に反映させ、適切な栽培漁業の進行管理に努めます。

エ 県及び水産振興協会は、放流効果調査の結果を速やかに関係機関及び漁業関係者に周知します。

オ 県はマダイ、ヒラメ等、県の範囲を越えて移動する栽培漁業対象種については、関係府県と連携した共同調査を実施します。

第7 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

- (1) 県及び水産振興協会は、栽培漁業の技術水準の向上を図るため、国、水研センター及び他の都道府県の関係機関はもとより、(社)全国豊かな海づくり推進協会等の全国団体と緊密な連携を図るものとします。
- (2) 県の定める基本計画の内容や、本県栽培漁業の推進に関する重要な事項については、学識経験者、市町村、漁業協同組合等を構成員とする島根県水産振興審議会で協議します。
- (3) 県は、水産業改良普及事業及び試験研究事業を通じて、栽培漁業に関する技術の普及に取り組むとともに、栽培漁業の重要性や放流種苗の保護育成の必要性について、漁業者や遊漁者をはじめとして広く県民の理解と協力を得るため、関係団体と連携を取りながら啓発普及に努めます。
- (4) 県は、栽培漁業の一層の定着、進展を図るため、種苗生産技術が確立し、かつ放流による経済効果が実証された魚種については、関係漁業者による自主的な生産、放流へと誘導します。
- (5) 県は、期待した効果が得られない魚種については、当該魚種の種苗生産及び放流並びに育成に関する計画について、必要に応じて見直すこととします。

〔用語の説明〕

※注1 栽培漁業基本方針

「沿岸漁場整備開発法」の規定により、国は沿岸漁業の増進に資するため、概ね5年毎に水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針を定めて公表しなければならないことになっている。

また、都道府県が「栽培漁業基本計画」を策定する場合、国の基本方針の内容と調和するものであることが定められている。

※注2 資源管理計画

資源の増殖を図ることが必要な魚種や漁業種類を対象として、漁獲量規制、休漁等の漁獲努力量の削減をはじめ、積極的な資源培養・漁場環境の保全等の措置を総合的に行い、資源を維持及び回復することを目的に策定する計画をいう。

※注3 生物多様性

あらゆる生物種と、それによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいう。生物多様性の保全のために、漁業においても水産資源の適切な保存や管理を行う必要があるとともに、遺伝的多様性等にも配慮した栽培漁業の推進に努めることが求められている。

※注4 遺伝的多様性

集団の遺伝子レベルにおいて、変化に富んでいる度合いをいう。海の魚は1尾当たりの産卵数が多く、少数の親魚から生まれた稚魚を放流した場合、遺伝的な偏りが指摘されているため、人工種苗を放流する際に天然に生息している遺伝的多様性を損なわないように、多様な遺伝的組み合わせを持った種苗を生産し放流する必要がある。

※注5 放流効果実証事業

水産動物の種苗の放流による経済効果を実証するとともに、その成果を漁業協同組合等に対し普及する事業をいう。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の終了について大田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成23年4月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
基準点測量
- 2 作業期間
平成22年 8 月17日から平成22年12月10日まで
- 3 作業地域
大田市朝山町朝倉地域

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年 4 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
八束郡東出雲町大字揖屋町字清水廻790番1、790番2、790番3、790番4、790番5、791番2、791番6、八束郡東出雲町大字揖屋町字屋路1236番4、1236番8、1236番12、1236番15、1236番16、1236番17、1236番18、1236番19、1265番1、3115番1、3115番3、3115番4、3116番、3120番1、3120番6、3120番7、八束郡東出雲町大字揖屋町字四ツ廻3112番、3113番、3114番1
面積 17,605.62平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
八束郡東出雲町大字揖屋町1142
東出雲町長 野津 貞夫

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成23年 4 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 都市計画の種類
六日市都市計画下水道
- 2 縦覧場所
島根県土木部下水道推進課

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第3号

博物館法（昭和26年法律第285号）第14条の規定により、次のとおり平成23年 4 月22日博物館登録を取り消した。

平成23年 4 月22日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

登録番号	設置者の名称	博物館の名称	博物館の所在地

監 査 委 員 告 示**島根県監査委員告示第3号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人池田明から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年 4 月 22 日

島根県監査委員 井 田 徳 義
同 和 田 章 一 郎
同 法 正 良 一
同 山 川 博 司

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

野津孝義 松江市苧町1-21

平川真代 松江市母衣町110番地

吉田朝香 雲南市大東町大東下分232-1

2 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成23年 4 月 13 日から平成24年 3 月 31 日まで

公 安 委 員 会 告 示**島根県公安委員会告示第41号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成23年 4 月 22 日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
空港保安警備業務 1 級	学科試験	平成23年 7 月 22 日（金）午前 9 時 30 分から午前 11 時まで	10人程度
	実技試験	平成23年 10 月 1 日（土）午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	
空港保安警備業務 2 級	学科試験	平成23年 7 月 22 日（金）午前 9 時 30 分から午前 11 時まで	10人程度
	実技試験	平成23年 9 月 10 日（土）午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地 1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目 1 番 1 号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 空港保安警備業務 1 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。 ○ 空港に関すること。 ○ 空港保安警備業務の管理に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 空港保安警備業務の管理に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。 ○ 空港に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 空港保安警備業務 1 級

島根県内に住所を有する者又は島根県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（受検しようとする警備業務の種別（以下「当該警備業務」という。）に係るものに限る。以下「2 級検定」という。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、同合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 空港保安警備業務 2 級

ア 島根県内に住所を有する者

イ 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成23年6月20日（月）から同月24日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 空港保安警備業務1級検定

a 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

b 添付書類

(a) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

(b) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(c) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(d) 4の(1)のイに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成する警備業務従事証明書1通。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、4の(1)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書各1通を警備業務従事証明書に代えて提出すること。

(e) 4の(1)のロに該当する者にあつては、1級検定受検資格認定書の写し1通

イ 空港保安警備業務2級検定

a 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

b 添付書類

(a) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

(b) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(c) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通

(4) 検定手数料

16,000円

検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書に貼り付けて納付すること。

なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。

6 受検票の交付

受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。

7 検定の実施

この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。

8 問い合わせ先

島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）又は島根県内の最寄りの警察署生活安

全（刑事）課（係）に行うこと。